

パナソニック 家電延長保証 ネット接続タイプ規約(テレビ)

※旧IoT延長保証サービス規約(テレビ)

パナソニック マーケティング ジャパン株式会社(以下、「当社」といいます。)は、パナソニック 家電延長保証 ネット接続タイプ規約(テレビ) ※旧IoT延長保証サービス規約(テレビ)(以下、「本規約」といいます。)を以下のとおり定めます。

第1条(提供する保証)

パナソニック 家電延長保証 ネット接続タイプ ※旧IoT延長保証サービスでは、当社は、当社が指定するIoT搭載のテレビ(以下、「本商品」といいます。)に関し、延長保証(以下、「本保証」といいます。)をご利用者に提供します。

第2条(本保証のご利用に際しての前提条件)

1. 本保証をご利用いただくためには、当社のインターネットサービス利用の前提となる関連規約に同意のうえ、ご自身が所有されている本商品をインターネットに接続し、当社指定の方法で本商品を、CLUB Panasonic 上でマイ家電リストへ登録(商品登録)し、常時インターネットに接続していただく必要があります。
2. 本保証をご利用いただくためには、本商品が本商品添付の保証書(以下、「保証書」といいます。)の対象であること、かつ本商品の購入日より10か月以内に、当社指定の方法で申込みいただき、当社が別途指定する適正な購入証明書等をご提出いただく必要があります。
3. 本保証をご利用いただくためには、パナソニック株式会社が別途定めるCLUB Panasonic会員利用規約及びCLUB Panasonic プライバシーポリシーに同意していただき、CLUB Panasonicの会員登録をしていただく必要があります。なお、本保証の提供のために用いられるご利用者の住所・氏名・品番・製造番号等の情報は、CLUB Panasonic会員の登録情報(以下、「登録情報」といいます。)のそれとし、当該情報に変更があった場合には速やかに登録情報を変更いただくとともに、「パナソニック 家電延長保証専用窓口」に変更内容をご連絡い

ただくものとしします。なお、ご利用者が登録情報又は入力情報の変更を怠ったことにより当社からの連絡、通知等がご利用者に到達せず、又は遅延したためにご利用者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。

4. 本保証をご利用いただくためには、常時インターネット接続が可能な環境が必要です。必ず事前に必要な条件をご確認ください。
5. 本保証を利用するために必要なスマートフォン、無線LANブロードバンドルーター等の通信機器に関する費用並びに本保証のご利用にかかる通信費等は、ご利用者にてご負担ください。
6. 本保証は本商品を家庭用に利用される個人(自然人)を対象にしており、法人、任意団体(法人格のない団体)又は本商品を業務用に利用される個人での加入はできません。また、ご利用者を代行した第三者での加入もできません。
7. 本保証は日本国内の販売店で直接ご購入された新品のみが対象となります。本商品が中古品取り扱い業者からの購入、フリーマーケット、オークション等での購入をはじめ、第三者から有償無償を問わず譲渡を受けた中古品等(以下、「中古品等」といいます。)である場合、本保証の加入はできません。別途当社が指定し提出いただく本商品の購入証明書等で、当社が中古品等であると認めた場合には本保証の加入をお断りいたします。
8. 本保証の申込みは本商品1台につき、1回のみ可能です。同一の本商品をご家族等複数の方が商品登録されている場合は、初めて商品登録をされた方が対象となります。
9. 未成年の方による本保証の申込みには、保護者の方が事前に同意される必要があります。
10. 本保証の提供は日本国内に限ります。
11. 反社会的勢力関係者(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員等)の方による本保証の申込みはお断りしています。

第3条(本規約の適用)

本規約に定めのない事項は、CLUB Panasonic会員利用規約及びCLUB Panasonicプライバシーポリシー及び当社指定のサービス利用の前提となる関連規約(以下、あわせ

て「その他の規約」といいます。)の定めによるものとします。なお、本規約とその他の規約の条項が矛盾・抵触する場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

第4条(契約の成立等)

1. 本保証にかかる契約は、当社において、本商品のインターネット接続や商品登録、ご利用者からご提出された本商品の購入証明書等を確認し、当社が承認したときに成立するものとします。
2. 本保証の登録が完了したのちにCLUB Panasonicに登録されたメールアドレス(以下、「本件登録アドレス」といいます。)に当社から保証書のご案内メール(以下、「保証書メール」といいます。)を送信させていただきます。なお、保証書メールは第6条第1項の本件修理対応にあたりご提示いただくことがありますので、削除せずに保存してください。
3. 第1項に定める事項が当社にて確認できない等、ご利用者において申込み手続に不備が認められ、かつ、申込み時点で本件登録アドレスに当社が連絡をしてから2週間以内にご利用者からの応答がないとき、又、応答があった場合にも不備が改善されないときは、本保証の申込みがなかったものとみなす場合があります。
4. 当社は、次の場合、本保証の申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。なお、当社はその理由の開示を行いません。
 - (1) ご利用者が提供した情報(登録情報を含みます。)に、虚偽の記載、不備があったとき
 - (2) 過去に、ご利用者が本規約に違反したこと又は本保証の全部又は一部の利用を停止され、あるいは本保証を解除されたことがあったとき
 - (3) ご利用者が既に本保証の申込みを済まされているとき
 - (4) ご利用者が実在しないとき
 - (5) 本商品が保証書の対象でないとき
 - (6) 本商品の購入日から10か月以内に当社の指定する方法によるお申込みがなかったとき
 - (7) 当社が指定する適正な購入証明書等をご提出いただけないとき

(8) 第三者がご利用者を介して本保証の登録をしたとき

(9) その他、当社が合理的な理由に基づき本保証の申込みを承諾できないと判断したとき又は本保証のご利用が適切でないと判断したとき

第5条(本保証の保証期間)

本保証の保証期間は、保証書に記載の保証終了日の翌日から本保証にかかるWebサイト(以下、「本件Webサイト」といいます。)に記載の期間とし、当該保証期間が終了すれば本保証は終了します。

第6条(本保証の内容、条件等)

1. 本保証は、前条に定める期間に、本商品の本体に故障等の不具合が発生した場合には、ご利用者は、保証書記載の内容及び条件に準じて修理対応(以下、「本件修理対応」といいます。)を受けることができる保証です。本件修理対応を受ける際は、ご利用者から「パナソニック 家電延長保証専用窓口」にお問い合わせいただくものとし、本件修理対応を受けるための手順や注意事項等を記載した修理規約への同意など当該窓口の指示に従うものとし、なお、本件修理を受ける際は、保証書メール又は本件保証書をご提示いただく必要があります。
2. 本件修理対応にあたり、修理が困難等、修理対応が合理的でないと当社が判断した場合は、本件修理は行わず、当社が指定する代替商品(再生品も含み、以下、「代替商品」といいます。)の提供に代えさせていただく場合があります。代替商品提供の場合は代替商品に本保証を継承するものとし、なお、代替商品の保証期間は本商品の残存保証期間を適用するものとし、
3. 本条1項によりお問い合わせいただいても次の場合には、本件修理対応は行わない場合があります。
 - (1) 保証書記載の「無料修理規定」に従い、使用上の誤り及び不当な修理(販売店独自の保証サービスによる修理等、当社又は当社が委託した修理業者以外の者による修理を含みます。)や改造による故障及び損傷、一般家庭用以外に使用された場合の故障及び損傷の場合
 - (2) 保証書及び保証書メールのご提示がない場合、その他保証書記載の無料修理の対象に該当しない場合

- (3) 本保証契約成立後、本保証の前提条件である本商品のインターネット接続及び商品登録が長期間確認できず、第15条に定める連絡方法で通知するインターネット接続、商品登録の依頼に対し、合理的な理由なく相当期間応じていただけなかった場合
- (4) 本商品のインターネット接続が解除されている場合
- (5) CLUB Panasonicを退会されている場合
- (6) 本商品の譲渡等事由のいかんは問わず、ご利用者以外の第三者から問い合わせされた場合又はご利用者本人の確認ができない場合
- (7) 保証書又は保証書メール等の改ざんがあった場合
- (8) その他当社が本件修理対応をするのに不適切と判断する事由がある場合

第7条(情報の取り扱い)

当社は、本商品及びインターネット接続、商品登録によりご利用者から収集した本商品の使用回数やログ等のデータについて、以下の目的で利用できるものとします。また、本件修理対応を含む本件保証の提供の過程においてご利用者より取得した個人情報(氏名、住所、修理履歴情報等をさします)については、次の管理責任者のもと、CLUB Panasonic会員利用規約及びCLUB Panasonic プライバシーポリシーのプライバシー情報として[CLUB Panasonic会員利用規約及びCLUB Panasonic プライバシーポリシー](#)に準拠して利用させていただくとともに、以下の各号の目的で利用させていただきます。

- (1) 本保証の提供のため
- (2) 本保証の改善のため
- (3) 新規サービス開発のため

(管理責任者)

大阪府大阪市中央区城見2-1-61 JYOタワー
東京都品川区西五反田3-5-20 パナソニック目黒ビル
パナソニック マーケティング ジャパン株式会社
代表者 山本 信義

第8条(契約上の地位、権利・義務譲渡の禁止)

ご利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約上の地位、権利・義務の全部又は一部について、第三者に譲渡、貸与、移転、担保設定、その他の処分(以下、「譲渡等」といいます。)をすることはできません。なお、ご利用者が第三者に対して本商品の譲渡等をした場合であっても、本規約に基づく契約上の地位、権利・義務の全部又は一部が第三者に移転するものではありません。

第9条(ご利用者の禁止事項)

ご利用者は、本保証の利用において以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本商品のインターネット接続及び商品登録を解除すること
- (2) 第三者(他のご利用者を含む。)、当社の資産、権利(著作権、商標権等その他の知的財産権等の権利を含む。)、若しくは法的利益を侵害する行為
- (3) 第三者、当社を差別し、若しくはこれらの者の人権を侵害する行為
- (4) 自ら又は第三者を利用した次の行為
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 第三者、当社を誹謗中傷し、これらの者の名誉・信用を毀損し、若しくはそのプライバシー又は肖像権を侵害する行為
- (5) 本保証の全部又は一部の運営を妨げる行為
- (6) 法律若しくは公序良俗に違反する行為
- (7) 本保証の登録時に発行されるID、URL等を故意に他人に公開し、又は第三者に利用させる行為
- (8) 他人(架空の者を含む。)になりすまして、本保証を利用する行為
- (9) 本規約及び本保証上の各諸規定若しくはご利用方法等に反する行為
- (10) 本保証を営利として利用する行為

- (11) 前各号に定める行為を助長する行為
- (12) 前各号に該当するおそれがあると当社が合理的な理由に基づき判断する行為
- (13) その他、当社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

第10条(本保証の解除)

当社は、ご利用者が以下のいずれかに該当するものと判断した場合、ご利用者に通知することにより、本保証の解除を行う場合があります。なお、CLUB Panasonicの会員資格の喪失等により登録情報が抹消されている場合等、当社からのご連絡ができない場合は催告及び通知はしないものとします。本条における解除は、当社のご利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

- (1) 本規約等及びご利用者に適用される各諸規定、条件等に違反した場合
- (2) ご利用者が、CLUB Panasonicの会員資格を喪失した場合
- (3) 登録情報の虚偽申請等された場合
- (4) 第9条に定める禁止行為を行った場合
- (5) 当社が合理的な理由に基づき本保証及びそれに付随するサービス運営に支障をきたすと判断する行為、その他不適切であると判断する行為を行った場合
- (6) 本保証契約成立後、本保証の前提条件である本商品のインターネット接続及び商品登録が長期間確認できず、第15条に定める連絡方法で通知するインターネット接続、商品登録の依頼に対し、合理的な理由なく相当期間応じていただけなかった場合
- (7) 反社会的勢力若しくは反社会的活動を行う団体に所属し、又はこれらと密接な関係を有する場合
- (8) その他本規約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由がある場合

第11条(ご利用者提供情報の削除)

1. 当社は、ご利用者が第8条、第9条、及び第10条に該当すると判断した場合、当該ご利用者に事前に通知することなく、当該ご利用者が提供した情報(登録情報を含みます。)を削除できるものとします。なお、この場合、当社は削除理由を開示しません。
2. 当社は、前項の定めにより、ご利用者が提供した情報に対して、監視・削除する義務を負うものではありません。

第12条(本規約の変更)

1. 当社は、ご利用者の一般の利益に適合する限り、又は、契約の目的に反せず、かつ合理的な変更である限り、あらかじめご利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容、並びに当該変更等の効力発生時期を、第15条に基づき当社が定める発効日より前に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。
2. 前項の場合、当社は、事前に相応なる期間をもって、当該通知を行い、ご利用者は変更された本規約を順守するものとします。なお、変更の内容は、当社が定める発効日より効力を有するものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、法令等により、本規約の変更につき、ご利用者の承諾が必要な場合、当社がご利用者の承諾を得るものとします。

第13条(本保証の変更・終了・中止・移管)

1. 当社は、事前に相応の期間をもって本件Webサイトでの告知若しくは本件登録アドレス宛に電子メールを送信する方法によりご利用者に事前通知することで、本保証の全部又は一部を変更、終了又は中止、若しくは本規約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させること(以下、あわせて「変更等」といいます。)ができるものとします。
2. 前項にかかわらず、変更等の内容がご利用者にとって不利益ではないと相当な理由をもって判断される場合には、本件Webサイトでの告知がなされた日又は本件登録アドレス宛に電子メールを送信した日のいずれか早い日より効力を生じるものとします。

3. 第1項にかかわらず、事前に相応の期間の通知ないし告知を行うことが、事実上困難であると相当な理由をもって判断されうる場合には、当社は、事前の告知又は通知なく、変更等できるものとします。
4. 当社が本保証にかかる事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本規約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにご利用者の登録事項その他の情報を当該第三者に譲渡することができるものとし、ご利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第14条(ご利用者の責任)

ご利用者は、本保証の利用において本規約に違反することにより、当社、他のご利用者又は第三者に対して損害を与えた場合、当該損害を被った者に対して、賠償責任を負うものとし、自己の責任と費用をもって解決するものとします。

第15条(ご利用者への通知方法)

当社からご利用者に対する連絡又は通知は、登録情報に基づき、本件登録アドレス宛その他連絡先宛に電子メール等を送信する方法、又は本件Webサイトでの告知その他当社が定める方法で行うものとし、その通知が到達すべきであったときに到達したものとみなします。

第16条(その他)

1. 当社は本保証に関する業務を第三者に業務委託することができるものとします。
2. 本保証が終了した後においても、本保証に起因して発生した事項については引き続き本規約が適用されるものとします。

第17条(本保証窓口)

本保証に関するお問い合わせは、本件Webサイトに表示する「パナソニック 家電延長保証専用窓口」にご連絡ください。

第18条(免責事項)

1. 本保証は、ご利用者の判断と責任のもと利用するものとします。当社は、本保証の利用に関してご利用者に生じた損害について、当社に責任がある場合を除き、一切の責任を負いません。
2. 当社は、第三者の責に帰すべき事由によって、ご利用者が本保証の全部又は一部を利用できないことについて、当社に責任がある場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 当社は、第三者による本保証に対する情報の改竄(かいざん)・消去等により、ご利用者が被った損害に対して、当社に責任がある場合を除き、一切の責任を負いません。
4. 当社は、第10条及び第11条に基づく本保証の解除及びご利用者提供情報の削除を行ったことについて、ご利用者が被った損害に対して、一切の責任を負いません。また、削除された情報を復元する責任を負いません。

第19条(協議)

本保証に関して、ご利用者と当社の間で問題が生じたときは、当該ご利用者と当社との間で誠意をもって協議するものとします。

第20条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第21条(準拠法及び合意管轄)

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 本保証に関して、ご利用者と当社の間で生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとします。

〈付則〉

制定:2023年4月21日

改定:

2023年10月1日

2024年7月1日

2024年11月29日

2025年4月1日

2026年6月17日